

品触れの取扱要領について（通達）

〔 制定 平成17.11.1 例規搜三第35号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、広域的な犯罪に対処し、組織捜査を効率的に推進するため、手配捜査の一環である品触れの取扱要領について必要な事項を定めたもので、平成17年11月1日から実施しています。

その内容は、

- 品触れの実施対象
- 品触れの発出、手配要領
- 品触れ配布上の留意事項
- 盗品等発見時の措置
- 備付簿冊及びその様式

等です。